

長崎県 南部 給付金・支援金リスト（各自治体のHP、電話にて調査し、令和2年7月17日に作成）

このリストは、新型コロナウイルスの影響に対する給付・支援金をまとめています。随時追加されますので、各自治体のホームページなどをご確認ください。

自治体	長崎県	NEW! 長崎県	長崎市	長崎市	長崎市	長崎市	長崎市	長崎市	時津町	時津町
名称	休業等の協力要請及び事業者の皆様への協力金について	長崎県新しい生活様式対応支援補助金	事業持続化支援金（小売・飲食店）	事業持続化支援金（宿泊事業者）	事業持続化支援金（観光バス事業者）	事業持続化支援金（軍艦島観光船協議会）	事業持続化支援金（小売・飲食店等除く）	公共交通緊急対策支援金	事業持続化支援金（飲食店）	事業持続化支援金（宿泊業）
概要・要件	休業要請に協力した方への協力金 ①令和2年4月25日～5月6日 ②令和2年5月7日～5月15日の間	店舗等において消費者と接触機会が多い中小企業	・経営が悪化した市内小売店や飲食店に対し、支援金を支給 ・2020年3月～5月任意1ヶ月の売上が前年同月に対して20%以上減少	・長崎市内で旅館業法による営業許可を受けて営業するホテル・旅館及び簡易宿所（研修施設、福利厚生施設等対象にならない施設あり） 2020年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少	旅行者が激減し、深刻な影響を受けている観光バス事業者の経営を迅速に支援するため 令和2年3.4.5月の任意の1ヶ月の売上が前年同月に比して20%以上減少	旅行者が激減し、深刻な影響を受けている軍艦島観光船を行う事業者の経営を迅速に支援するため 令和2年3.4.5月の任意の1ヶ月の売上が前年同月に比して20%以上減少	経営が悪化した市内事業者の経営の持続と強化を図る為、国の持続化給付金の要件（売上前年同月比50%以上減少）を満たさない市内事業者に対し、支援金を支給。前年同月比で20%以上減少。	長崎市内に本社を有する民間乗合バス、路面電車及びタクシー事業者（法人・個人）	行動自粛などにより、売上が減少した飲食店に対して支援 2020年3月～5月の任意の1か月の売上が前年同月比に対して20%以上減少	行動自粛などにより、売上が減少した飲食店に対して支援 2020年3月～5月の任意の1か月の売上が前年同月比に対して20%以上減少
対象業種	遊興施設、運動施設、遊技施設、劇場等	県内事業者（法人・個人）農林水産業・建設業・製造業・情報通信業・医療福祉・公営事業等除く	小売店、飲食店	宿泊事業者	観光バス事業者	軍艦島観光船協議会	（法人）長崎市内に本社または主たる事業所を有する事業主（個人事業主）長崎市民であること	交通事業者	飲食店又は喫茶店	宿泊業
給付額・支援額等	30万円	感染症拡大防止の取り組みに要する経費補助率：10分の10以内 10万円上限 1事業者に付1回限り	2020年3～5月 任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（上限30万円）	宿泊施設の客室数 × 100円 × 3か月分（上限3,000円）	①保有する観光バス1台当たり100万円（総定員数 × 100円） ②令和2年3月～5月の任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（前年同月比） ③令和2年3月～5月の任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（前年同月比） × 3 ④②③の小さい額を上限額。支援限度額は300万円とします	①（最大搭載人数 × 100円） × 1台 × 3か月分（前年同月比） ②令和2年3月～5月の任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（前年同月比） × 3 ③令和2年3月～5月の任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（前年同月比） × 3 ④②③の小さい額を上限額。支援限度額は300万円とします	（法人）30万円（個人事業主）15万円 ※国の持続化給付金と重複不可	保有台数 × 17万円	申請要件を満たす5月の任意の1か月の売上減少額 × 1（上限額30万円）	申請要件を満たす5月の任意の1か月の売上減少額 × 1（上限額150万円）
問い合わせ先電話番号	長崎県休業要請協力金申請受付センター 095-824-5185	長崎県新しい生活様式対応支援補助申請 0120-853-258	長崎市商工振興課 095-829-1540	文化観光部 観光推進課 電話番号：095-829-1314	文化観光部 観光推進課 電話番号：095-829-1152	文化観光部 観光推進課 電話番号：095-829-1152	商工部 産業雇用政策課 095-829-1313	都市計画課 公共交通課 095-829-1169	産業振興課 095-882-3801	産業振興課 095-882-3801
申請期間	令和2年5月11日～令和2年6月19日	令和2年6月15日～令和2年10月30日	令和2年4月22日～令和2年6月30日	令和2年4月22日～令和2年6月30日	令和2年4月21日～令和2年6月30日	令和2年4月21日～令和2年6月30日	令和2年5月15日～令和3年1月15日	令和2年4月24日～令和2年6月30日	令和2年5月8日～令和2年6月30日	令和2年5月8日～令和2年6月30日
リンク先のQRコード										

自治体	NEW! 時津町	NEW! 時津町	長与町	NEW! 長与町	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	大村市	大村市
名称	事業持続化支援金（交通事業業）	事業持続化支援金（全業種指定）	事業継続支援金	事業継続支援金（第2弾）	新型コロナウイルス感染症対策緊急経営支援給付金	新型コロナウイルス感染症対策緊急経営支援給付金（観光バス事業）	新型コロナウイルス感染症対策緊急経営支援給付金（タクシー事業）	新型コロナウイルス感染症対策緊急経営支援給付金（宿泊事業）	緊急経済対策補助金	事業者支援給付金（ホテル・宿泊業）
概要・要件	新型コロナウイルス感染拡大を図る為、時津町交通事業者感染症対策事業支援金を交付。	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した町内事業者の経営の持続と強化を図る為、国の持続化給付金の要件（売上前年同月比50%以上減少）を満たさない町内事業者に対し、支援金を支給	行動自粛などにより、経営に影響を受けている町内の飲食店等に対して支援	行動自粛などにより、経営に影響を受けている町内の町内事業者に対して支援 2020年11月～9月までの任意の1ヶ月で売上が対前年同月比20%以上50%未満減少	・事業継続を後押しするため、事業全般に係る必要経費を支援 ・売上が30%以上減少	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出の自粛や県域を超える移動制限などにより旅行者が激減し、深刻な影響を受ける観光バス事業者の経営を支援	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出の自粛や県域を超える移動制限などにより旅行者が激減し、深刻な影響を受けるタクシー事業者の経営を支援	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出の自粛や県域を超える移動制限などにより旅行者が激減し、深刻な影響を受ける宿泊事業者の経営を支援	・売上高などが減少している中小企業者に対して支援するため、事業継続に必要な店舗家賃や人件費などの経費の一部を助成 ・前年同月比で20%以上の売上高などの減少があるもの	・業況の悪化が著しい中でも経営の継続に取り組まれる宿泊業に対して、支援金を支給 ・令和2年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少
対象業種	時津町内に本社を有する一般乗客旅客自動車運送業（タクシー業、福祉タクシー業）及び一般貸切客自動車運送業（貸切バス）を営んでいる事業者（法人・個人）	全業種	飲食店等	町内の事業者（飲食店等を除く）	中小企業・小規模事業者・個人事業主	観光バス事業者	タクシー事業者	宿泊事業者	飲食店、飲食品卸売業または飲食品小売業	ホテル・宿泊業
給付額・支援額等	1万円（乗客1人当たり） × 保有台数 10万円（乗客1人当たり） × 保有台数	2020年3月から5月までの月間事業収入（売上）の平均額と、前年3月から5月の月間事業収入（売上）の平均額を比べた減少率が、20%以上50%未満 上限：中小法人30万円 個人事業主20万円	1店舗につき10万円	国の持続化給付金の対象とならない事業者1事業者につき20万円	1法人または1個人事業主に対して一律30万円	令和2年3.4.5月の任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（前年同月比） × 200万円	令和2年3.4.5月の任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（前年同月比） × 200万円	令和2年3.4.5月の任意の1か月の売上減少額 × 3か月分（前年同月比） × 200万円	家賃またはその他1店舗につき10分の8の3か月分（上限1店舗につき30万円）	客室数 × 20万円（上限200万円）
問い合わせ先電話番号	産業振興課 095-882-3801	産業振興課 095-882-3801	産業振興課 095-801-5836	産業振興課 095-801-5836	緊急経済対策室（商工振興部） 0957-22-3520	商工振興部 緊急経済対策室 0957-22-3520	商工振興部 緊急経済対策室 0957-22-3520	商工振興部 緊急経済対策室 0957-22-3520	商工振興課産業振興グループ 0957-53-4111（内線：+RC249）	観光振興課 0957-53-4111（内線242）
申請期間	令和2年5月8日～令和2年6月30日	令和2年6月1日～令和2年8月31日	令和2年5月11日～令和2年6月30日	令和2年6月15日～令和2年10月30日	令和2年5月2日～令和2年6月30日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	令和2年4月15日～令和2年5月28日	令和2年5月7日～令和2年6月12日
リンク先のQRコード										

自治体	大村市	大村市	西海市	雲仙市	島原市	島原市	南島原市	NEW! 南島原市
名称	事業者支援給付金（旅客自動車運送など）	事業者支援給付金（店舗など）	事業者緊急応援給付金	事業継続支援金	事業継続支援金事業	出前・テイクアウト支援事業	中小・小規模事業者等事業継続支援給付金	中小・小規模事業者等事業継続支援給付金（拡充）
概要・要件	・業況が悪化した旅客自動車運送等事業者に対し、経営維持のための支援金を交付 ・売上高が前年同月比で20%以上減少していること	・業況が悪化した事業者に対し、経営維持のための支援金を交付 ・売上高が前年同月比で20パーセント以上減少していること（3月から6月の内連続する3か月（3・4・5月または4・5・6月））	売上高の減少が著しい農林水産業を含めた全業種の皆様の事業継続を応援	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した市内の各事業者の事業継続を支援	経営が悪化した事業者に対し、事業継続に必要な経費を支援 令和2年3月～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること	経営が悪化した飲食店事業者に対し、販売価格の一部を市が補助し、通常より安く提供することで市民の消費喚起を図り、集団感染のリスクを回避しつつ、経営継続を支援します。	事業の継続に必要な賃料やリース料等の固定経費へ充足するため、最近1か月間の売上高が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することかみこまれる事業者（セーフティネット保証4号の対象者）	200平方メートル以上のホールを有する事業者に対し、ホールの面積に応じた額を加算
対象業種	旅客自動車運送業	全ての事業者	農林水産業を含めた全業種	農漁業者及び中小企業者	中小企業・個人事業主 農業・漁業と主業として営む方	飲食店・利用者に調理した飲食品を提供する宿泊施設（出前またはテイクアウトを実施する事業者）	全業種（一部を除く）	全業種
給付額・支援額等	事業所につき10万円（台数などにより異なる）	1店舗あたり10万円	定額30万円支給	売上減少額 × 3か月 ①売上減少率20～50%未満 上限15万円 ②売上減少率50%以上 上限30万円	令和2年3月～5月の任意の1か月の売り上げ減少額 × 3（法人最大30万円、個人事業主及び農・漁業者：最大15万円）	商品1品につき、通常価格の1/2を補助（一品あたり補助上限500円） 1店舗当たりの補助上限は30万円	個人15万円、個人従業員5名以上30万円、法人30万円	①100平方メートル以上の会合等開催可能なホールを1以上有し、それを含むホールの合計面積が200平方メートル以上②前年度の売上金額が1000万円以上③3～5月のいずれかの売上高が前年同月比50%以上減少200平方メートル以上300平方メートル未満：50万円 300平方メートル以上400平方メートル未満：70万円 400平方メートル以上：120万円
問い合わせ先電話番号	商工振興課交通政策室 0957-53-4111（内線：249）	商工振興課産業振興グループ 0957-53-4111（内線：249）	商工観光物産課 0959-37-0064	観光商工部商工労政課 0957-38-3111	産業政策課 産業企画商工班 電話：0957-63-1111（内線571, 572, 576）	産業政策課 電話：0957-63-1111（内線571, 572, 576）	商工振興課 0957-73-6633	商工振興課 0957-73-6633
申請期間	令和2年5月7日～令和2年5月28日	令和2年5月29日～令和2年6月19日	令和2年6月1日～令和2年7月31日	令和3年3月25日まで	令和2年5月7日～令和2年7月31日	令和2年5月7日～令和2年7月31日	令和2年5月1日～令和2年8月31日まで	令和2年6月15日～令和2年10月30日
リンク先のQRコード								

各自治体のホームページから抜粋したものです。正確な情報は、各自治体の支援制度を直接ご確認ください。

長崎県 北部 給付金・支援金リスト（各自治体のHP、電話にて調査し、令和2年7月17日に作成）

このリストは、新型コロナウイルスの影響に対する給付・支援金をまとめています。随時追加されますので、各自治体のホームページなどをご確認ください。



税理士法人アップパートナーズ長崎オフィス・島原オフィス

自治体	佐世保市	NEW! 長崎県	佐世保市	佐世保市	松浦市	平戸市	平戸市	平戸市	佐々町
名称	飲食店事業者緊急支援給付金	長崎県新しい生活様式対応支援補助金	宿泊事業者緊急支援給付金	事業者経営持続給付金	経営維持支援金	事業持続化支援金（製造業等）	公共交通緊急対策支援金	事業持続化支援金（交通事業）	飲食店事業者緊急支援給付金
概要・要件	行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている市内の飲食店事業者に対して支援	行動自粛などにより、旅行者が激減し、経営に深刻な影響を受けている市内に本社を置く貸切バス事業者に対して支援	宿泊者が激減し、経営に深刻な影響を受けている市内の宿泊事業者に対して支援	新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動縮小の影響で経営が悪化した市内事業者に対して支援	・影響を受けている飲食店、宿泊業、卸売業、小売業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援のうちその他教育・学習支援業、療術業、その他の事業サービス業に ・2020年3月～5月のいずれか1か月の売上が、前年同月と比べて20%以上減少	業況が悪化した市内の中小企業者を支援するため、製造業、卸売業、小売業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業に対し支援金を支給します。	大きな影響を受けている宿泊事業者に対し、事業の継続を支援し、今後の事業継続を後押しするため、給付金を支給 2020年3月から5月の任意の1か月の売上が、2019年3月から5月の売上と比較して20%以上減少していること	新型コロナウイルス感染症の拡大により、深刻な影響を受けている貸切バス事業者及びタクシー事業者に対し、今後の事業継続を後押しする為、事業全般に広く使える給付金を支給	行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている市内の飲食店事業者に対して支援
対象業種	飲食店事業者	貸切バス事業者	宿泊事業者	佐世保市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（第1弾）給付金※について、交付申請していない、または今後も交付申請の予定がないこと。本給付金のみ申請予定であること。	飲食店、宿泊業、卸売業、小売業、生活関連サービス、娯楽業、教育・学習支援のうちその他教育・学習支援業、療術業、その他の事業サービス業	製造業、卸売業、小売業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業	宿泊業	貸切バス事業者・タクシー事業者	飲食店
給付額・支援額等	1店舗につき10万円	貸切バス1台につき10万円	旅館・ホテル・民泊（農村型）1施設につき10万円	給付額 1事業者あたり20万円	2020年3月～5月のいずれか1か月の売上減少額×2か月分 給付上限額は、1店舗につき20万円	前年同月との売上減額分 × 3か月 × 0.5（給付上限30万円）	①2020年3月～5月のいずれか1か月の売上の最大の月（対前年）の減収額×2か月分 ②2019年の、同じ月数に合わせた金額（別表あり） ①②の少ない方	令和2年3月～5月のいずれか1か月の売上が前年同月比20%以上減少している事業者：300万円 タクシー事業者：30万円	1店舗につき10万円
問い合わせ先電話番号	緊急経済対策給付金事務局 0956-24-1111	観光商工部観光課 0956-24-1111	観光商工部観光課 0956-24-1111	佐世保市役所 緊急経済対策給付金事務局 0956-27-5640	地域経済活性化課 0956-72-1111	商工物産課商工新産業版 0950-22-9141	商工部観光課 0950-22-9140	地域協働課 0950-22-9105	産業経済課 0956-62-2101（内線232・233）
申請期間	令和2年4月27日～令和2年6月30日	令和2年4月27日～令和2年6月30日	令和2年4月27日～令和2年6月30日	令和2年5月22日～令和2年7月31日	令和2年5月1日～令和2年7月31日	令和2年5月8日～令和2年7月31日	令和2年5月7日～令和2年6月30日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	令和2年5月2日～令和2年6月30日
リンク先のQRコード									

自治体	佐々町	五島市	吉岐市	対馬市	対馬市	対馬市	新上五島町	新上五島町	新上五島町
名称	事業持続化支援金（交通事業）	緊急経済対策事業継続支援金	飲食店・宿泊施設等事業継続支援金	事業継続支援金（第2弾）	商工事業者等緊急支援補助金 感染拡大型（タイプ2）	宿泊施設等機能向上整備支援補助金	感染防止対策協力金（宿泊業）	感染防止対策協力金（交通事業）	飲食店店舗家賃補助金（飲食店）
概要・要件	新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動縮小の影響で経営が悪化した町内事業者に対して支援	・影響が特に大きい業種で、市内の中小企業や個人事業主を対象に、事業の維持・継続を支援 ・本年2月から5月までのいずれかひと月でも売上が、前年同月比で30%以上減少	集客が激減し経営と雇用の維持に支障をきたしている事業主を支援するため、店舗と雇用の維持のための費用を助成 /令和2年2月から4月の間で、前年同月比で20%以上の売上高等の減少	売上高等が減少している事業者に対して、予算の範囲内で上限15万円から20万円を支援	デリバリーやテイクアウト、消毒液の設置など新型コロナウイルス感染症拡大の防止に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で上限5万円を支給	観光客の顧客満足度及び利便性の向上を図るとともに、宿泊施設、飲食店の受入体制の強化及び更なる観光産業の発展を目的に、施設の整備に要する経費を支援	緊急事態宣言発令期間中に休業した宿泊業者及び感染防止対策に協力した宿泊業者に対する協力金 令和2年5月7日から5月20日までに宿泊施設を休業した事業者	感染防止対策に協力した交通事業者に対する協力金	観光客の減少や外出自粛により売り上げが減少している飲食店の家賃に対する補助
対象業種	全業種の事業者	卸売業、小売業、飲食サービス業、宿泊業、旅行業、運輸業、クリーニング業	飲食店または旅館業	宿泊業・飲食サービス業・運輸業・小売業・物品賃貸業（レンタカー業のみ）及び体験業、製造業、卸売業、生活関連サービス業、娯楽業、学習支援業、医療業	宿泊業・飲食サービス業・運輸業・小売業・物品賃貸業（レンタカー業のみ）及び体験業、製造業、卸売業、生活関連サービス業、娯楽業、学習支援業、医療業	旅館・ホテル・飲食店を営業者	宿泊業	交通事業	飲食店
給付額・支援額等	1事業者あたり一律20万円	30万円（上限） 前年総売上（収入）（前年同月比▲30%以上の売上×12ヶ月）	対象経費3か月分の合計額 上限：大型店100万円、中小宿泊施設50万円、飲食店30万円、飲食店を行うことを主とした形態の店舗30万円 対象経費：店舗経営継続の必要経費	・令和2年3月又は4月の月における売上が、前年同月と比較して売上が40%以上減少している場合 1事業者あたり20万円を上限（補助対象経費の5分の4以内で支給） ・令和2年3月又は4月の月における売上が、前年同月と比較して売上が、30%以上40%未満で減少している場合 1事業者あたり15万円を上限（補助対象経費の5分の4以内で支給）	5万円を上限とし、経費の5分の4以内	対象経費の70%以内とし、上限300万円	休業した旅館・ホテル 1施設につき20万円 休業した簡易宿所・民泊 1施設につき10万円 休業できなかった旅館・ホテル・簡易宿所・民泊 1施設につき5万円	タクシー・観光バス 保有台数×2万円 レンタカー 保有台数×5千円 航路事業者 1社につき10万円	家賃の1/2を補助（3か月・合計15万円が上限）
問い合わせ先電話番号	産業経済課 0956-62-2101	商工雇用政策課 雇用・起業促進班 0959-72-7862	商工振興課 0920-48-1135	観光交流商工部観光商工課 0920-53-6111	観光交流商工部観光商工課 0920-53-6111	観光交流商工部観光商工課 0920-53-6111	観光商工課 0959-53-1131	観光商工課 0959-53-1131	観光商工課 0959-53-1131
申請期間	令和2年5月26日～令和2年7月31日	令和2年5月11日～令和2年6月30日	令和2年5月1日～令和3年3月31日	令和2年5月11日～令和2年7月31日	令和2年5月11日～令和2年6月30日	令和2年6月1日～令和2年8月31日	令和2年5月21日～令和2年6月30日（受付中）	令和2年5月21日～令和2年6月30日（受付中）	令和2年5月7日～令和2年6月30日（受付中）
リンク先のQRコード									

自治体	新上五島町	波佐見町	川棚町	川棚町	東彼杵町	東彼杵町
名称	小売業・製造業 店舗家賃補助金	緊急経営支援給付金制度	緊急経済支援給付金	緊急経済支援給付金	緊急経済支援給付金	新型コロナウイルス感染症対策支援金
概要・要件	観光客の減少や外出自粛により売り上げが減少している小売業・製造業に対し、店舗家賃補助金を支給	事業活動に影響を受け、経営に支障を生じている波佐見町中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）の経営継続支援のため、緊急的な経済支援として、交付金を給付 当年3～7月の売上高が前年同月比で20%以上の減少が1ヵ月ある事業所	町内飲食業・観光業を営む事業者に対し、経営継続のための給付金を交付し、緊急的な経済支援を行う 令和2年4月の売上高が、前年同月比で50%以上の減少	全業種事業者に対し、経営継続のための給付金を交付し、緊急的な経済支援を行う 令和2年4月の売上高が、前年同月比で20%以上の減少	・行動自粛などによる影響で、売上高等が著しく減少している飲食業及び宿泊業を営む小規模事業者に対して、緊急的な経済支援 ・令和2年4月の売上高が、コロナウイルス感染症の流行による影響によって、前年同月と比べて50%以上減少していること	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業収入等が著しく減少し企業活動に大きな障害が出ている町内商工業者及びサービス業者に対して、緊急的な経済支援を行う 令和2年4月～7月の間において、前年同月比と比較して事業収入が20%以上減少
対象業種	小売業・製造業	中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）	飲食業・旅館・ホテル業・観光バス事業	中小企業・個人事業主	①飲食業又は宿泊業を営む小規模事業者 ②他の業種	中小企業者・小規模企業者（個人事業主含む）
給付額・支援額等	本年4月の売上が前年4月と比較して20%以上減少 家賃の2分の1を補助（3か月・合計15万円が上限）	一律20万円	1事業者あたり 一律20万円	1事業者あたり 一律10万円	①1事業者につき10万円 ②1事業者につき5万円 ③は電話確認にて。	1事業者あたり10万円 1回限りの支給
問い合わせ先電話番号	観光商工課 0959-53-1131	商工観光課 商工観光班 0956-85-2162	産業振興課商工観光係 0956-76-8335	産業振興課商工観光係 0956-76-8335	まちづくり課商工観光係 0957-46-1286	まちづくり課商工観光係 0957-46-1286
申請期間	令和2年5月26日～令和2年8月31日	令和2年5月7日～令和2年8月31日	令和2年5月2日～令和2年7月31日	令和2年5月25日～令和2年7月31日	令和2年5月1日～令和2年6月1日	令和2年8月31日まで
リンク先のQRコード						

各自自治体のホームページから抜粋したものです。
正確な情報は、各自自治体の支援制度を直接ご確認ください。